

分別・収集体制素案について

1. 分別・収集体制の検討項目について

分別・収集体制については、第4回検討会議で示した分別素案と併せて、次に示す項目について検討します。

- 分別区分の名称
- 排出内容・ルール
- 排出方法（容器）
- 収集方法（集積所等）
- 収集回数及び混載の有無

分別素案に係る「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」、「排出方法（容器）」については、両市町で差異があるものについて、以下のとおり方向性を示します。

① **可燃ごみ**については、「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」が異なります。

「分別区分の名称」は「可燃ごみ」とし、「排出内容・ルール」は、上尾市では、令和4年度施行予定の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえて、プラスチック製容器包装を新たに分別します。 資料2－2 P1

② **不燃ごみ**については、「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」が異なります。

「分別区分の名称」は「不燃ごみ」とし、「排出内容・ルール」は、上尾市では、ビンに含めていた割れガラス・鏡を新たに追加します。また、伊奈町では、小型家電について新たに分別します。 資料2－2 P2

③ **飲料缶・スプレー缶**については、「分別区分の名称」、「排出方法（容器）」が異なります。

「分別区分の名称」は「飲料缶・スプレー缶」とし、「排出方法（容器）」は、各市町で飲料缶・スプレー缶を分別します。 資料2－2 P3

④ **ガラス/ビン**については、「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」が異なります。

処理経費が安価であることから、透明ビン・色付きビンを分けて排出することとし、「分別区分の名称」は「透明ビン・色付ビン」とし、「排出内容・ルール」は、上尾市では割れガラス及び鏡を不燃ごみに追加します。 資料2－2 P5

⑤ **紙類・布類**については、「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」が異なります。

「分別区分の名称」は「紙類・布類」とし、「排出内容・ルール」は、各市町で牛乳パックを分別します。 資料2－2 P6

⑥ **プラスチック製容器包装**については、「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」、「排出方法（容器）」が異なります。

「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」、「排出方法（容器）」は、伊奈町の分別を適用します。

※今後の国の方針によって、排出内容は変更になる場合がございます。[資料 2-2 P 7]

⑥牛乳パック、蛍光管・水銀計・電球、廃乾電池、ライターについては、「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」、「排出方法（容器）」が異なりますが、各市町で各ごみ区分を分別します。 [資料 2-2 P 8~11]

⑦粗大ごみについては、「排出内容・ルール」が異なりますが、各市町で粗大ごみを分別します。 [資料 2-2 P 12]

⑧小型家電については、「分別区分の名称」、「排出内容・ルール」、「排出方法（容器）」が異なります。

伊奈町において、小型家電を不燃ごみとして排出しているが、全国的に小型充電式電池が原因と思われる火災が発生していることから、分別します。 [資料 2-2 P 13]

収集体制に係る「収集方法（集積所）」、「収集回数及び混載の有無」については、以下のとおりとします。

両市町で差異がある区分もあるが、両市町のごみ減量の施策やすでに実施されている住民サービスなどの関連性もあります。そのため、収集業務は、上尾市域は上尾市、伊奈町域は伊奈町が実施するものとし、安定的かつ効率的な収集体制について引き続き検討を進めます。

現状の差異については、以下のとおり示します。

①不燃ごみについては、「収集回数及び混載の有無」は上尾市が月1回、伊奈町が月2回と異なります。

②飲料缶・スプレー缶については、「収集回数及び混載の有無」は上尾市では月1回、伊奈町では月2回と異なっており、スプレー缶と飲料缶を別の袋に入れて排出する場合は、混載して収集する必要があります。

③ビンについては、「収集回数及び混載の有無」は上尾市ではガラスとして月1回、伊奈町では、透明ビンと色付ビンとしてそれぞれ別日で収集しているため異なっています。

④紙類・布類については、「収集回数及び混載の有無」は上尾市では月1回、伊奈町では月2回であるため異なっています。

⑤プラスチック製容器包装については、上尾市では可燃ごみに含まれているため、「収集方法

(集積所等)」及び「収集回数及び混載の有無」は異なっています。

⑥牛乳パック、蛍光管・水銀計・電球、廃乾電池、ライター、については、上尾市では拠点回収のみ行っているため、「収集方法(集積所等)」及び「収集回数及び混載の有無」が異なっています。

⑦小型家電については、上尾市では集積所回収及び拠点回収を行っているため、「収集方法(集積所等)」及び「収集回数及び混載の有無」が異なっています。

以上の分別・収集体制案を踏まえて、令和5年度の施設整備基本構想・基本計画策定業務において、処理方式や施設整備を検討します。その中で、ごみの詳細な分別方法に差異があるものについて、処理方式や施設整備をもとに、分別方法を決定いたします。

(例)・焼却しているかどうか

ごみ	上尾市	伊奈町
輪ゴム	可燃物	不燃ごみ
ダウンジャケット	可燃物	古着

・処理困難物かどうか

ごみ	上尾市	伊奈町
タイヤ	自己搬入 ※4本まで。	収集・持込不可
ペンキ	処理困難物 ※業者、販売店へ相談	不燃ごみ

なお、その際は、他市町村の事例を研究し、かつ将来的な資源化技術の革新を見込み、時代に即した最適な資源化方法を採用します。特に、プラスチック製容器包装については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年度施行予定であるため、製品プラスチックを含めたプラスチック資源については、国の動向を注視していきます。